

最終更新日:2023年8月31日  
古河機械金属株式会社

代表取締役社長 中戸川稔

問合せ先:法務部法務課 TEL:03-6636-9504

証券コード:5715

<https://www.furukawakk.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。



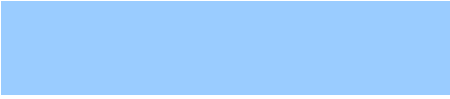
(1)企業経営、(2)事業戦略・マーケティング、(3)技術開発・IT、(4)財務・会計、  
(5)法務・リスクマネジメント、(6)人事・人材開発、(7)国際性

当社は、マーケティングを経営の根幹に据えておりますが、それは営業や販売にとどまらず、事業戦略と相通じるところがあることから、(2)事業戦略・マーケティングをスキル項目に選定しております。また、機械事業において、海外マーケティング力の強化・再構築、海外における製品力・営















ては、その職務に鑑み、一定額の基本報酬のみとし、取締役に対しては、全て金銭報酬として毎月支給する。

(2) 個人別報酬の決定方針

・個人別報酬の額は、役位、職責、他社動向および従業員の給与水準を考慮した取締役報酬基準に従い、業績等も踏まえ決定する。

・業務執行取締役の報酬については、基本報酬の10%相当額を業績連動報酬基準額と位置づけ、基本報酬の90%相当額、取締役加算、代表取締役加算および株式取得型報酬を固定報酬と位置づける。

・株式取得型報酬については、中長期的なインセンティブ付与策として、役員持株会への拠出を義務づける。

(3) 業績連動報酬の算定方法等の決定方針

・業務執行取締役の業績連動報酬については、短期の業績に連動させ、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、連結営業利益を業績指標として使用する。

・業務執行取締役の業績連動報酬は、業績指標の当初の対外公表値に対する達成状況に応じて、業績連動報酬基準額に0～2を乗じた額を原則とする。ただし、業績指標の達成状況に、天変地異や特別な事情が大きく影響を及ぼしている場合は、指名・報酬委員会で審議のうえ、その影響を勘案することがある。

(4) 個人別報酬における種類別の支給割合の決定方針

・業務執行取締役の報酬のうち、業績連動報酬基準額については8%程度とし、それ以外は固定報酬とする。

・株式取得型報酬は、業務執行取締役の報酬のうち10～15%程度とする。

(5) 個人別報酬の内容の決定方法に関する事項

・個人別報酬については、上記(1)～(4)の方針に基づき、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会において審議し、  
 豊田 鶴且 ・個人別報酬

## エ. 経営会議

経営会議は、当社の社内取締役により構成され、当社社長を議長とし、当社グループの経営の基本方針、戦略立案および重要事項についての決定を行っております。また、社内監査役は、経営会議に出席し、意見を述べるすることができます。

当社グループ各社の重要事項につきましても、各社の機関決定を経た後、当社の経営会議に付議されております。経営会議に付議された重要







東京証券取引所の有価証券上場規程に基づき、投資判断に重要な影響を与える会社の業務、運営または業績に関する情報を適時適切に開示することを基本方針としております。

(2)情報開示体制





2025

13





